瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第8号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例(平成12年瀬戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
種類 金額			種類			金額	
<省略>				<省略>			
建築物の	<省略>		<省略>	建築物の	<省略>		<省略>
エネルギ	その他の	建築物エネ	<省略>	エネルギ	その他の	建築物エネ	<省略>
一消費性	場合	ルギー消費		一消費性	場合	ルギー消費	
能の向上		性能基準等		能の向上		性能基準等	
に関する		を定める省		に関する		を定める省	
法律第3		令第1条第		法律第3		令第1条第	
6条第1		1項第2号		6条第1		1項第2号	
項の規定		イ(2)又は(3)		項の規定		イ(2)及びロ	
に基づく		及び口(2)又		に基づく		<u>(2)</u> に定める	
建築物工		<u>は(3)</u> に定め		建築物工		基準に係る	
ネルギー		る基準に係		ネルギー		もの	
消費性能		るもの		消費性能			
基準適合				基準適合			
認定申請				認定申請			
手数料				手数料			
		<省略>	<省略>			<省略>	<省略>
<省略>				<省略>			

備考

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律第5 3条第1項の規定に基づく低炭素化のため の建築物の新築等の計画認定申請手数料の 項に規定する都市の低炭素化の促進に関す る法律第54条第1項各号に掲げる基準に 適合すると市長が定める機関が認めた場合 の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体 及び住戸に係るものの手数料について、次 に掲げる場合には、それぞれ次に定める額 を加算する。
 - (1) 住宅の用途に供する共用の部分(以下「共用部分」という。) がある場合 (申 請に係る設計一次エネルギー消費量の算 出の基礎に共用部分が含まれている場合 に限る。) 当該共用部分の床面積の合 計についての次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める額 アからカまで <省略>

(2) <省略>

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律第5 3条第1項の規定に基づく低炭素化のため の建築物の新築等の計画認定申請手数料の 項に規定するその他の場合の金額の欄(2)中 建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る ものの手数料について、次に掲げる場合に は、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合<u>(申請に係る設計</u> 一次エネルギー消費量の算出の基礎に共 用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 次に定める額

アからカまで <省略>

備考

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律第5 3条第1項の規定に基づく低炭素化のため の建築物の新築等の計画認定申請手数料の 項に規定する都市の低炭素化の促進に関す る法律第54条第1項各号に掲げる基準に 適合すると市長が定める機関が認めた場合 の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体 及び住戸に係るものの手数料について、次 に掲げる場合には、それぞれ次に定める額 を加算する。
 - (1) 住宅の用途に供する共用の部分(以下「共用部分」という。) がある場合 当 該共用部分の床面積の合計についての次 に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次 に定める額

アからカまで <省略>

- (2) <省略>
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律第5 3条第1項の規定に基づく低炭素化のため の建築物の新築等の計画認定申請手数料の 項に規定するその他の場合の金額の欄(2)中 建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る ものの手数料について、次に掲げる場合に は、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 当該共用部分の 床面積の合計についての次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

- (2) <省略>
- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第5 5条第1項の規定に基づく低炭素化のため の建築物の新築等の計画変更認定申請手数 料の項に規定する都市の低炭素化の促進に 関する法律第54条第1項各号に掲げる基 準に適合すると市長が定める機関が認めた 場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物 全体及び住戸に係るものの手数料について 、次に掲げる場合には、それぞれ次に定め る額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計 一次エネルギー消費量の算出の基礎に共 用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 次に定める額

アからカまで <省略>

- (2) <省略>
- 4 都市の低炭素化の促進に関する法律第5 5条第1項の規定に基づく低炭素化のため の建築物の新築等の計画変更認定申請手数 料の項に規定するその他の場合の金額の欄 (2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に 係るものの手数料について、次に掲げる場 合には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計 一次エネルギー消費量の算出の基礎に共 用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

- (2) <省略>
- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第5 5条第1項の規定に基づく低炭素化のため の建築物の新築等の計画変更認定申請手数 料の項に規定する都市の低炭素化の促進に 関する法律第54条第1項各号に掲げる基 準に適合すると市長が定める機関が認めた 場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物 全体及び住戸に係るものの手数料について 、次に掲げる場合には、それぞれ次に定め る額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 当該共用部分の 床面積の合計についての次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

- (2) <省略>
- 4 都市の低炭素化の促進に関する法律第5 5条第1項の規定に基づく低炭素化のため の建築物の新築等の計画変更認定申請手数 料の項に規定するその他の場合の金額の欄 (2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に 係るものの手数料について、次に掲げる場 合には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 当該共用部分の 床面積の合計についての次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

- 5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合<u>(申請に係る設計</u> 一次エネルギー消費量の算出の基礎に共 用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 次に定める額

アからカまで <省略>

- (2) <省略>
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及び口(1)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計 一次エネルギー消費量の算出の基礎に共 用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 次に定める額

アからカまで <省略>

(2)及び(3) <省略>

- 5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 当該共用部分の 床面積の合計についての次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

- (2) <省略>
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及び口(1)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 当該共用部分の 床面積の合計についての次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略> (2)及び(3) <省略>

- 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第29条第1項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能向上計画認定申請 手数料の項に規定する手数料について、建 築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律第29条第1項の規定による認定の申 請に係る建築物エネルギー消費性能向上計 画に同条第3項各号に掲げる事項が記載さ れている場合における当該手数料の額は、 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に 係る同項に規定する申請建築物及び他の建 築物の各建築物についてそれぞれ別の申請 があったものとみなしてこの表により算出 した建築物エネルギー消費性能向上計画認 定申請手数料の額に相当する額を合算した 額とする。
- 8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計 一次エネルギー消費量の算出の基礎に共 用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 次に定める額

アからカまで <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部

- 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 当該共用部分の 床面積の合計についての次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部

分の床面積の合計についての<u>備考8(1)</u>アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ<u>備考8(1)</u>アからカまでに定める額

- 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及び口(1)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計 一次エネルギー消費量の算出の基礎に共 用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 次に定める額

アからカまで <省略>

- (2) 非住宅部分(建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令第1条第1項第1 号口及び<u>第10条</u>第1号イ(2)に定める基 準に係るものの申請をする場合に限る。) がある場合 当該非住宅部分の床面積 の合計についての次に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ次に定める額 アから力まで <省略>
- (3) <省略>
- 10 建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律第31条第1項の規定に基づく 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認 定申請手数料の項に規定する手数料につい

分の床面積の合計についての<u>備考 7(1)</u>アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ<u>備考 7(1)</u>アからカまでに定める 額

- 8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 当該共用部分の 床面積の合計についての次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

- (2) 非住宅部分(建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令第1条第1項第1 号ロ及び<u>第8条</u>第1号イ(2)に定める基準 に係るものの申請をする場合に限る。) がある場合 当該非住宅部分の床面積の 合計についての次に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ次に定める額 アから力まで <省略>
- (3) <省略>

て、建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律第31条第1項の変更の認定の 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上 計画に同法第29条第3項各号に掲げる事 項が記載されている場合における当該手数 料の額は、当該変更後の建築物エネルギー 消費性能向上計画に係る同項に規定する申 請建築物及び他の建築物の各建築物(変更 がないものを除く。) についてそれぞれ別 の申請があったものとみなしてこの表によ り算出した建築物エネルギー消費性能向上 計画変更認定申請手数料の額(当該変更に より建築物エネルギー消費性能向上計画に 新たに記載される建築物については、建築 物エネルギー消費性能向上計画認定申請手 数料の額)に相当する額を合算した額とす る。

- 11 建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律第36条第1項の規定に基づく 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申 請手数料の項に規定する基準適合性確認機 関が認めた場合等の金額の欄(2)に係るもの の手数料について、次に掲げる場合には、 それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計 一次エネルギー消費量の算出の基礎に共 用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 次に定める額

アからカまで <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部 分の床面積の合計についての<u>備考11(</u>1)

- 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項に規定する基準適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 当該共用部分の 床面積の合計についての次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部 分の床面積の合計についての<u>備考9(1)</u>ア アからカまでに掲げる場合の区分に応じ 、それぞれ<u>備考11</u>(1)アからカまでに定 める額

- 12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)及びその他のものの項に規定する金額の欄(2)に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計 一次エネルギー消費量の算出の基礎に共 用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 次に定める額

アからカまで <省略>

- (2) 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。) がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額アからカまで <省略>
- (3) <省略>

からカまでに掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ<u>備考9(1)</u>アからカまでに定める 額

- 10 建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律第36条第1項の規定に基づく 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申 請手数料の部に規定するその他の場合の款 に規定する建築物エネルギー消費性能基準 等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及 びロ(2)に定める基準に係るものの項に規定 する金額の欄(2)及びその他のものの項に規定 する金額の欄(2)とであるものの手数料につ いて、次に掲げる場合には、それぞれ次に 定める額を加算する。
 - (1) 共用部分がある場合 当該共用部分の 床面積の合計についての次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

- (2) 非住宅部分(建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令第1条第1項第1 号口及び<u>第8条</u>第1号イ(2)に定める基準 に係るものの申請をする場合に限る。) がある場合 当該非住宅部分の床面積の 合計についての次に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ次に定める額 アからカまで <省略>
- (3) <省略>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行の日(以下「施行日」という。
 -) 以後に申請するものについて適用し、施行日前に申請したものについては、なお従前の例による。